

## 濃縮!保育士 訂正表

	該当箇所	訂正
P1 一番下	保育所は、保育所保育指針第 1 章で <b>保育に欠ける</b> 子どもの保育を行い心身の発達を図るとされている。	保育所は、保育所保育指針第 1 章で <b>保育を必要とする</b> 子供の保育を行い心身の発達を図るとされている。
P72 上から 2 つ目	<b>1843</b> 年新救貧法が制定された。	<b>1834</b> 年新救貧法が制定された。
P119 上から 2 つ目	出席停止期間の日数の数え方は、発症日の翌日からの算定となり、インフルエンザでは <b>発症の 6 日後</b> でなければ出席できない。	出席停止期間の日数の数え方は、発症日の翌日からの算定となり、インフルエンザでは <b>発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過</b> しなければ出席できない。

2018/08/10